

(4) 理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）の定款第21条第2項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本会が定める規程等を順守し、誠実に職務を執行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は理事会を組織し、法令又は定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会長)

第4条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 代表理事として本会を代表して、その業務を執行する。
- 2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- 3) 毎事業年度毎に4箇月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長・専務理事・常務理事)

第5条 副会長・専務理事・常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 業務執行理事として、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 2) 毎事業年度毎に4箇月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第6条 会長に事故あるとき又は欠けたときの代行順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附 則 この規程は平成24年6月3日制定、平成24年6月3日施行する。

別表 理事の職務権限

役 職	職 務 権 限
会 長	①法人運営の基本方針の作成に関する事 ②事業計画・予算案の作成に関する事 ③事業報告・決算案の作成に関する事 ④評議員会・理事会・代表者会議の招集に関する事 ⑤契約、人事・給与に関する事
副 会 長	①会長の業務代行に関する事 ②会長から委嘱された特命事項に関する事
専務理事	①事務執行に関する事 ②会長から委嘱された特命事項に関する事
常務理事	①部会、専門委員会に関する事 ②会長から委嘱された特命事項に関する事